

重点要望(継続)

要望先：滋賀県警察本部 警務部



交番の増設および警察官の増員について 【国への要望、県への要望】

要望内容

良好な治安を維持し、安全で安心して暮らせる地域社会を実現するため、犯罪認知件数が多く、交通事故も増加傾向にある南草津エリアの交番の増設およびこれに対応した草津警察署への警察官の増員について、国への働きかけを含め、特段の配慮をお願いしたい。

また、山田交番についても交番施設が山田駐在所であったものを引き継いでおり、手狭となっていることから、地域の意見を踏まえ、生活拠点区域内への移設について、特段の配慮をお願いしたい。

現状と課題

当市では、平成16年以降、犯罪率や交通事故発生件数が県内都市部で上位の状況が続いており、草津署管内においては、刑法犯認知件数の多い南草津駅交番や矢橋交番等を抱えている。こうした状況の中、現状としては、大型商業店舗や駅周辺などを中心に自転車盗や万引き等の犯罪が依然として多く発生しているほか、「匿名・流動型犯罪グループ」の関与が疑われる特殊詐欺の発生件数も増加傾向にある。

これら犯罪の未然防止のため、市民防犯団体によるパトロールや、市と草津警察署との協働で巡回啓発や街頭啓発等の防犯活動を行うとともに、市では学区や町内会等への防犯カメラ設置補助事業に加え、子ども見守り防犯カメラを市内に350台設置し、今年度は、新たに「トクリュウ」対策として、駅前、主要幹線道路交差点、商業施設周辺に暮らし見守り防犯カメラとして50台増設するなど、独自の防犯対策を強化しているところである。

こうした地域の取組に対し、良好な治安を維持し、安全で安心して暮らせる地域社会を実現するため、今後2年間で警察官増員にかかる60名の採用計画が示されたところであるが、引き続き、国に対して警察官定員増員にかかる警察法施行令の改正を働きかけいただくとともに、南草津エリアをはじめとする交番の増設などの抜本的な体制強化に向け、草津警察署への警察官の増員配置に特段の配慮をお願いしたい。

なお、山田交番についても交番施設が山田駐在所であったものを引き継いでおり、手狭となっていることから、生活拠点区域内への移設が必要である。

事業実施による効果

- 1 良好な治安の維持・安全で安心して暮らせる地域社会の実現
- 2 県民・市民の安心感の向上

担 当：総合政策部 危機管理課 危機管理係

TEL：077-561-2325



緊急防災・減災事業債の延長について【国への要望】

要望内容

能登半島地震や2度の南海トラフ地震臨時情報等、近年、大規模災害のリスクが高まっており、国においては、令和6年12月に避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針等が改定され、平時より大規模災害の備えが求められているところである。

緊急防災・減災事業債は、地方債充当率が100%で、そのうち地方交付税への交付税算入率が70%となっており、本事業債の積極的な活用により、本市においても、トイレトレーラーの購入や消防団指揮車の購入等、避難所の生活環境の改善や様々な自然災害リスクから住民の生命と財産を守る対策に取り組んでいるところである。

引き続き、喫緊の課題である防災・減災対策にスピード感をもって取り組めるよう、令和7年度までとされている「緊急防災・減災事業債」を令和8年度以降も継続することについて、国に働きかけていただきたく、特段の配意をお願いしたい。

現状と課題

緊急防災・減災事業債は、令和7年度をもって終了することから、今後の防災・減災対策への必要な財源をいかに確保するかという課題に直面している。

事業実施による効果

緊急防災・減災事業債が延長されることにより、継続して幅広い防災・減災対策が推進することができ、市民の生命や財産が守られることとなる。

担 当：総合政策部 危機管理課 危機管理係
TEL：077-561-2325

要望先：滋賀県知事公室 防災危機管理局

災害時の湖上輸送の実現にかかる拠点整備について 【県への要望】

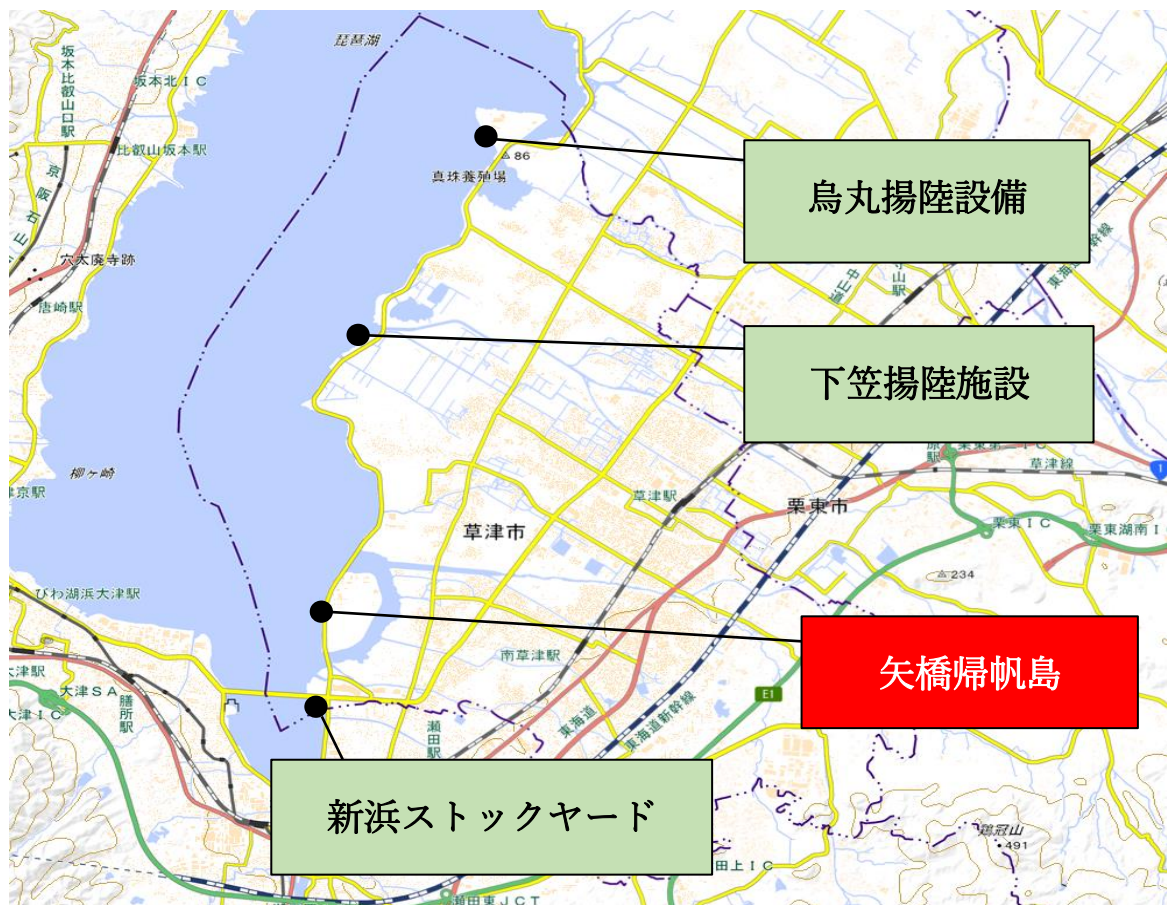
要望内容

令和6年能登半島地震では各地を結ぶ道路が寸断された結果、陸路での支援が思うように進まなかったところ、海上輸送での支援が非常に効果的であったのは記憶に新しいところである。

県においては、古くから琵琶湖を生かした湖上交通が栄え、市民の暮らしを支え、大きな繁栄をもたらしてきたところであるが、県の地域防災計画では、行政や民間が所有する県内18か所の港や揚陸施設を、「湖上輸送」の拠点に指定しており、当市においては4つの拠点が指定されている。

昨年度においては「湖上輸送」の実現に向けて、本格的な調査や検討を行っていただいたところであるが、その結果を踏まえ、うみのこ等の輸送船が当市の拠点に発着できるよう必要となる整備について特段の配慮をお願いしたい。

位置図



位置図

烏丸揚陸設備



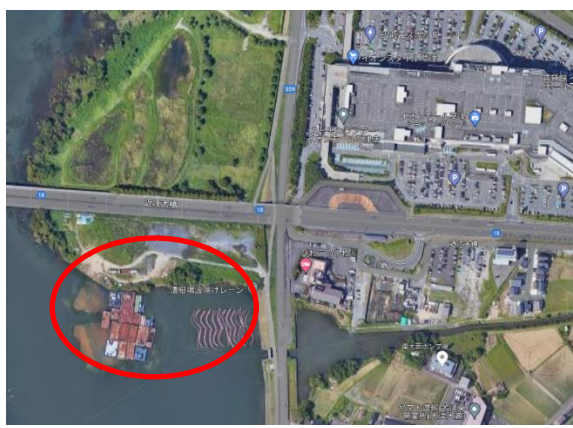
下笠揚陸施設



矢橋帰帆島



新浜ストックヤード



現状と課題

- ・うみのこ等の大きな輸送船の発着が出来るよう、各施設の水深等の現状把握、物資等のストックヤードの整備を行う必要がある。
- ・地震の際に地下水位の高い地盤が振動により液体状になるいわゆる液状化現象が起こった際の施設や接続道路等の地盤強化を行う必要がある。

事業実施による効果

- ・有事の際の輸送路の多様化により、幹線道路等が不通となった際でも、早期の支援復旧を行うことが可能となり、県の防災力の強化につながるとともに、市民・県民の安全・安心なまちづくりが図れることとなる。

担 当：総合政策部 危機管理課 危機管理係
TEL：077-561-2325

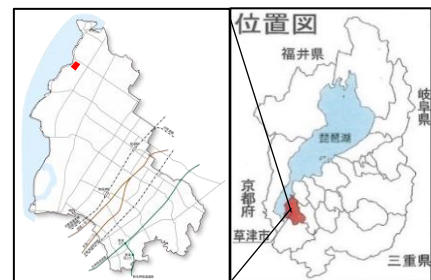
水質保全施設「浮舟地区」の機能保全対策事業に対する支援について【県への要望】

要望内容

水質保全施設「浮舟地区」は、琵琶湖の水質保全を目的として県営事業で整備された施設であり、平成18年度に県から譲与を受けて維持管理を行っている。

施設完成から約20年が経過する中で、老朽化による施設の故障等が発生し、一部施設において適正な運転管理ができず、水質の改善に苦慮している状況であることから、当施設の機能保全対策事業について、財政面や技術面での支援をいただきたく、特段の配慮をお願いしたい。

位置図



位置図

水質保全施設「浮舟地区」



現状と課題

- ・ 除塵機の操作盤や、人工ろ材浄化施設および操作盤が故障しており、適正な運転管理が出来ていないことから修繕する必要がある。
- ・ 浄化池の土砂が堆積しており、水の流れに影響が出ていることから堆積土砂を撤去する必要がある。
- ・ 水生植物水耕栽培地は浮遊式で、落水の恐れがあり、地元組織での維持管理ができないことから手法について見直す必要がある

事業実施による効果

- ・ 水質保全施設としての施設の継続や施設完成時の適正な運転管理を実施することにより、汚濁負荷量の削減が図れ、水質を改善し、琵琶湖の水質保全に寄与することとなる。
- ・ 施設の在り方について更新等を実施することで維持管理にかかる費用と地元労力の軽減効果が期待できる。

担 当：環境経済部 農林水産課 保全整備係
TEL：077-561-2349



道の駅草津リノベーション事業の推進および支援について【国への要望、県への要望】

要望内容

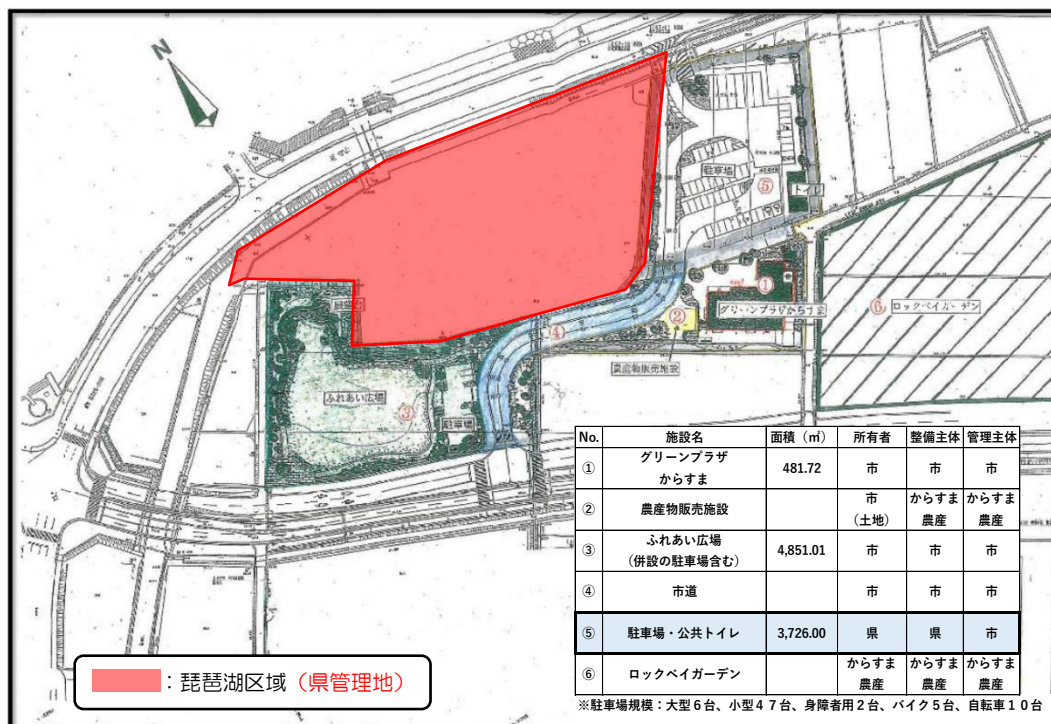
道の駅草津は、県と市が一体的に整備し、平成15年に開設した施設であり、駐車場等の道路部分は、道路管理者である県に整備いただいたが、現状としては、駐車場が狭く、日常的に混雑し、休日はその傾向が著しくなっている。また、県道近江八幡大津線からは、駐車場へ左折進入はできるものの、退出ができない状況にあり、道の駅の機能が十分に発揮できていない。

このため、当市では令和3年度に県や関係団体並びに地元住民・農業者との意見交換を踏まえ「道の駅草津リノベーション構想」を策定し、道の駅利用者の利便性の向上と烏丸半島周辺エリアの活性化を進めるため、令和5年度に基本計画を策定し、事業に取り組んでいるところであり、令和9年度中のリノベーション完了を目指している。

県におかれては、「滋賀県道路整備アクションプログラム2023」で予定していただいているとおり、令和9年度中の駐車場の拡大事業完了に向け、特段の配慮をお願いしたい。

また、現在、県と共同で内閣府の「新しい地方経済・生活環境創生交付金」の要望をしており、国からの全面的な支援のもと、県と連携し共同で事業を推進してまいりたいと考えておりますが、国の交付金に合わせて、県独自の財政支援についても、特段の配慮をお願いしたい。

位置図



現状と課題

- ・ 駐車場台数は48台と少なく、特に大型車両の駐車場が6台分しかないことから、道の駅草津の運営事業者である「有限会社からすま農産」からも、その施設の規模拡大について、強い要望がある。
- ・ 県道近江八幡大津線からは、大津方面に向かう車線からの進入はできるものの、県道への退出ができない。
- ・ 「ビワイチ」の休憩所としての機能が十分ではなく、その充実が求められている。
- ・ 道の駅草津の隣の「下物ビオトープ」を県に整備いただき、環境学習の場としての活用が求められている。
- ・ 道の駅草津は地域防災計画において、防災拠点として指定していることから、駐車場整備において防災機能を持った施設整備が必要である。
- ・ 近接する烏丸半島中央部（約9ha）において、民間事業者による開発事業を計画しており、道の駅草津を含めた烏丸半島周辺部の環境は大きく変化しようとしている。
- ・ 当市としても、ハード・ソフトの両面から、「道の駅草津リノベーション構想」の早期実現に向けて取組を進めている。

事業実施による効果

- ・ 駐車場の拡大と県道との出入口が整備されることにより、道の駅の利便性が向上し、普通車のみならず、大型車の利用の増加が見込める。
- ・ 当市の「道の駅草津リノベーション構想」に基づき駐車場拡大等の機能強化を行うことで、湖辺地域のにぎわい創出やビワイチを楽しむ方々へのサービス向上につながる。
- ・ 防災機能を備えた道の駅により、通行者の避難、受援部隊の拠点となる。
- ・ 道の駅草津のリノベーション事業を進め、烏丸半島（琵琶湖博物館、水生植物公園みずの森、烏丸半島中心部の開発）と連携を強化することにより、湖辺地域の活性化や観光客の誘客促進が図れるなど、地方創生の拠点形成が期待できる。

担 当：環境経済部 農林水産課 農林水産係
TEL：077-561-2347

要望先：滋賀県商工観光労働部 観光振興局
滋賀県土木交通部 都市計画課



烏丸半島および矢橋帰帆島を含む湖辺エリアのにぎわいと交流の創出について【県への要望】

要望内容

烏丸半島や矢橋帰帆島、琵琶湖湖岸緑地など、当市の琵琶湖辺については、県が策定された「みどりとみずべの将来ビジョン」における活用エリアに位置付けられ、琵琶湖辺の魅力を活かし、有効活用を進めることにより、琵琶湖の保全に寄与していくことが求められている。

烏丸半島においては、中央部（約9ha）の民間活用について、当市（草津市土地開発公社）が滋賀県に代わり、複合型観光集客施設事業実施事業者の選定を行ったところであり、今後は、県が主体となり、烏丸半島が県を代表する観光拠点の一つとなるよう、独立行政法人水資源機構が所管する、ホワイトビーチや多目的広場、烏丸レイクポートの利活用等を推進いただきたい。

また、矢橋帰帆島（下水処理場）については、令和5年度に策定された「矢橋帰帆島公園活性化方針」の具体化を検討されているが、県内有数の観光入込客数を誇る公園として、観光クルーズの乗り入れ等の観光振興の視点からも検討をお願いしたい。

さらに、琵琶湖湖岸緑地（都市公園）は、上記の烏丸半島から矢橋帰帆島を繋ぐ動線にあり、ビワイチやキャンプなどでの活用を更に促進できるよう、当市志那地域のトイレ水洗化と歩調を合わせ、社会実験的なイベントなど、Park-PFI制度による民間活力導入に向けて前進いただきたい。

今後の当市湖辺を含む南湖の観光振興について、将来を見据え、県が積極的にリーダーシップを発揮し、当市や大津市などの南湖周辺市間の連携、湖上交通による広域観光の実現に向けた企画・調整について、特段の配慮をお願いしたい。

位置図



現状と課題

- ・ 烏丸半島には琵琶湖でも数少ない船着き場があり、中央部（9 h a）の民間観光集客施設と隣接する県立琵琶湖博物館、市立水生植物公園みずの森、道の駅草津との相乗効果により、今後ますますのにぎわい創出が期待される。
- ・ 今年4月からは、大津港・におの浜観光栈橋・おごと温泉港・草津烏丸半島港を含めた新たな3航路で、定期運航がされている。
- ・ 琵琶湖の湖上交通については、乗船そのものが観光資源となり得るとともに、南湖周辺道路の交通渋滞緩和にも効果が期待されている。
- ・ 矢橋帰帆島については、「急がば回れ」の語源となった近江八景の「矢橋の帰帆」としての歴史があり、また、湖岸緑地には県教育委員会の船着き場が存置しているが、老朽化が進み有効活用が図れていない。
- ・ 烏丸半島については、エリアブランディングを含め、一体的な集客や管理・マネジメント組織が存在せず、県・市の各施設が個々に集客を行っており、エリアの持つポテンシャルを活かしきれていない。
- ・ 烏丸半島については、イナズマロックフェスにより知名度が向上したものの、年間数日の稼働となっており、その他の十分な活用が出来ていない。
- ・ 烏丸半島からの景観は、比叡の山並みと琵琶湖を一望できるなど、季節により、また、朝夕において滋賀の魅力を満喫できる魅力的な場所であるものの、「シガリズム」の文脈において十分活用ができていない。
- ・ 琵琶湖湖岸緑地については、ビワイチの利用者を始め、県内外の利用者により、ごみやトイレ等の環境の悪化が問題となっており、P a r k—P F I制度を活用した活用による維持管理が求められている。
- ・ 琵琶湖湖岸緑地の志那1のトイレについて、令和7年度に水洗化工事を予定され、公園の利用環境の大幅な改善が期待される。

事業実施による効果

- ・ 現在、十分な活用が図られていない草津市の湖辺エリアにおいて、烏丸半島および矢橋帰帆島、琵琶湖湖岸緑地を、面的に捉え、プロデュースすることで、にぎわい創出や観光振興等の拠点とすることができる。
- ・ 琵琶湖辺に観光拠点を整備し、湖上交通で繋ぐことで、一つの南湖としてポテンシャルを最大限に発揮したシガリズムの観光振興を実現することにより、将来を見据えた滋賀観光の柱を創出できる。
- ・ 民間活用による琵琶湖の持続的な賑わいを創出することで、琵琶湖の持続的な保全を行うことができる。

担 当：都市計画部 都市地域戦略課 都市地域戦略係

077-561-6931

環境経済部 商工観光労政課 商工観光労政係

077-561-2351

要望先：滋賀県農政水産部 耕地課・農村振興課

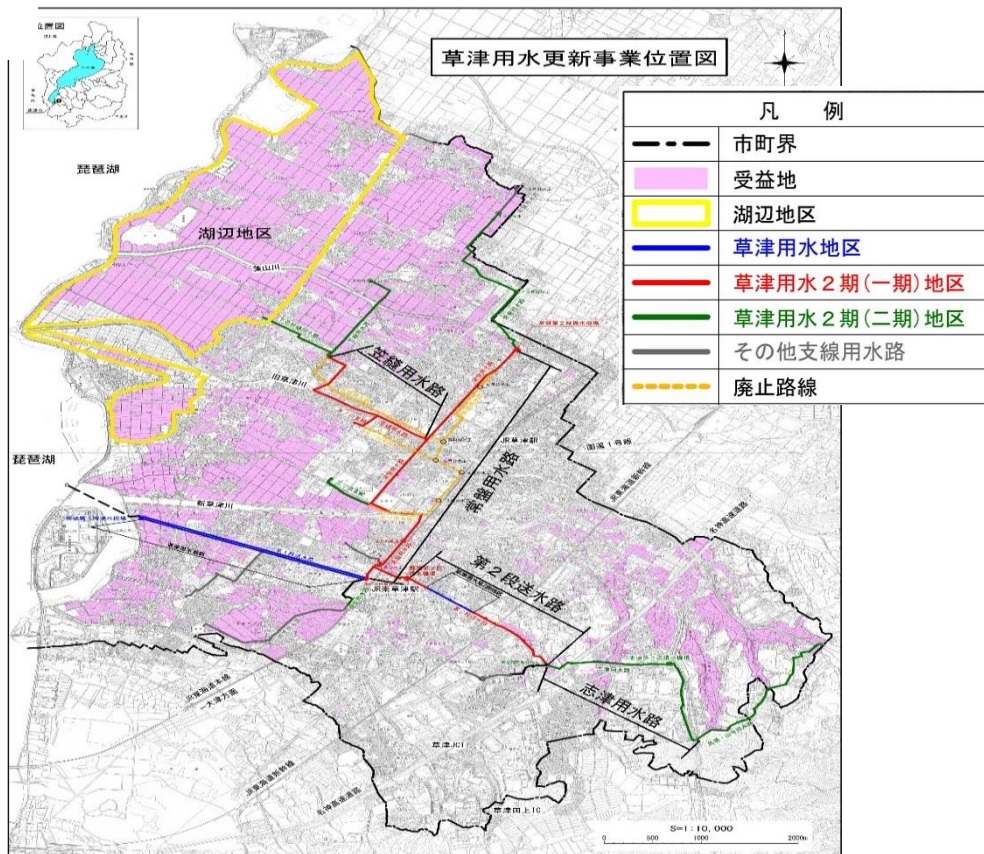
かんがい排水事業の推進について 【国への要望、県への要望】

要望内容

草津用水2期地区について、平成28年度から事業着手し、現在鋭意進めていただいておりますが、事業期間である令和10年度までの4年間で事業完了するよう、国・県の予算確保ならびに、県営事業推進体制の充実について、特段の配意をお願いしたい。また、当市の北西部湖辺地区における用水管更新（石綿管）についても、令和5年度に着手いただき、令和14年度までの事業期間であるが、老朽化による破損事故の防止の観点から、早期の事業完了ができるよう国・県の予算確保ならびに、県営事業推進体制の充実について、特段の配意をお願いしたい。更に、経営体育成基盤整備事業、常盤北地区について、昨年度事業採択をいただき、事業着手いただいたところであるが、早い事業効果を得るためにも、事業計画期間の令和13年度までに、事業が完了できるよう国・県の予算確保ならびに、県営事業推進体制の充実について、特段の配意をお願いしたい。

一方、電力料金や資材価格をはじめ物価の高騰に伴う維持管理コストの増大については、土地改良区にとって、死活問題であるため、引き続き国・県の支援が頂けるよう、特段の配意をお願いしたい。

位置図



現状と課題

《県営草津用水 2 期地区》

草津用水更新事業については、事業計画の受益者に同意を得、事業賦課金を徴収しているので、円滑に事業を執行する必要がある。

また、常盤、笠縫用水路等について、市街地家屋の下に埋設されており、土地改良施設の老朽化が進行していることから、早急な対応が必要である。

《県営湖辺地区 石綿管等更新事業》

当該事業については、施設整備後 40 余年を経過し老朽化による破損事故が生じていることから、計画的に事業の進捗を図る必要がある。

湖辺地区農業活性化プロジェクトチーム（地元事業実施委員会、滋賀県大津・南部農業農村振興事務所、JAレーク滋賀、草津用水土地改良区、草津市農業委員会、草津市）において、用水管（石綿管）更新と併せ、老朽化しているその他の土地改良施設の更新、また持続的で効率的な営農が可能となるよう農地の集積・集約化を行う、県営常盤北地区の基盤整備事業を進めることで、地域農業者の気運や理解を深め、他地区の事業着手に繋げる必要がある。

《電力料金等》

琵琶湖を水源とした農業用水の供給には、揚水機の運転に多くの電力を必要とするため、草津用水土地改良区においては、電力料金が運営経費の大部分を占める状況である。令和 4 年度からの電力料の高騰は高止まりの状況で、令和 3 年度の電力料と比較して約 25% 増、金額にして年間約 1 千万円の増額状態となっている。また、資材価格などの物価の高騰に伴う維持管理コストは増大しており、改良区運営に支障をきたしている。一方、現在の農業の経営は厳しく、大幅な賦課金の値上げは困難な状況であることから、適正な賦課金単価による健全な土地改良区の運営を行うには、電力料金の安定化および農事用電力料金プランの継続、水利施設管理強化事業による支援の強化等を検討いただく必要がある。

事業実施による効果

- ・ 用水管および土地改良施設の更新を進めることにより、突発的な漏水事故の防止や、維持管理にかかる費用と労力の軽減効果が期待できる。
- ・ 農業用水の安定的な供給や、老朽化した土地改良施設の更新を行うことにより、本地域の生産性を向上するとともに競争力を強化し、農業経営の安定化を図ることができる。

担 当：環境経済部 農林水産課 保全整備係
TEL：077-561-2349

一般要望(継続)

要望先：滋賀県農政水産部 耕地課

2 飢餓を
ゼロに



12 つくる責任
つかう責任



15 陸の豊かさも
守ろう



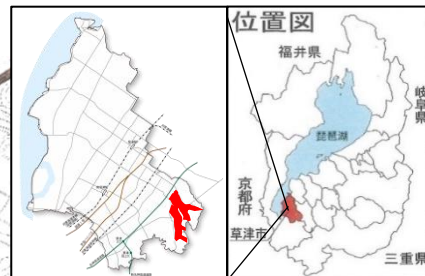
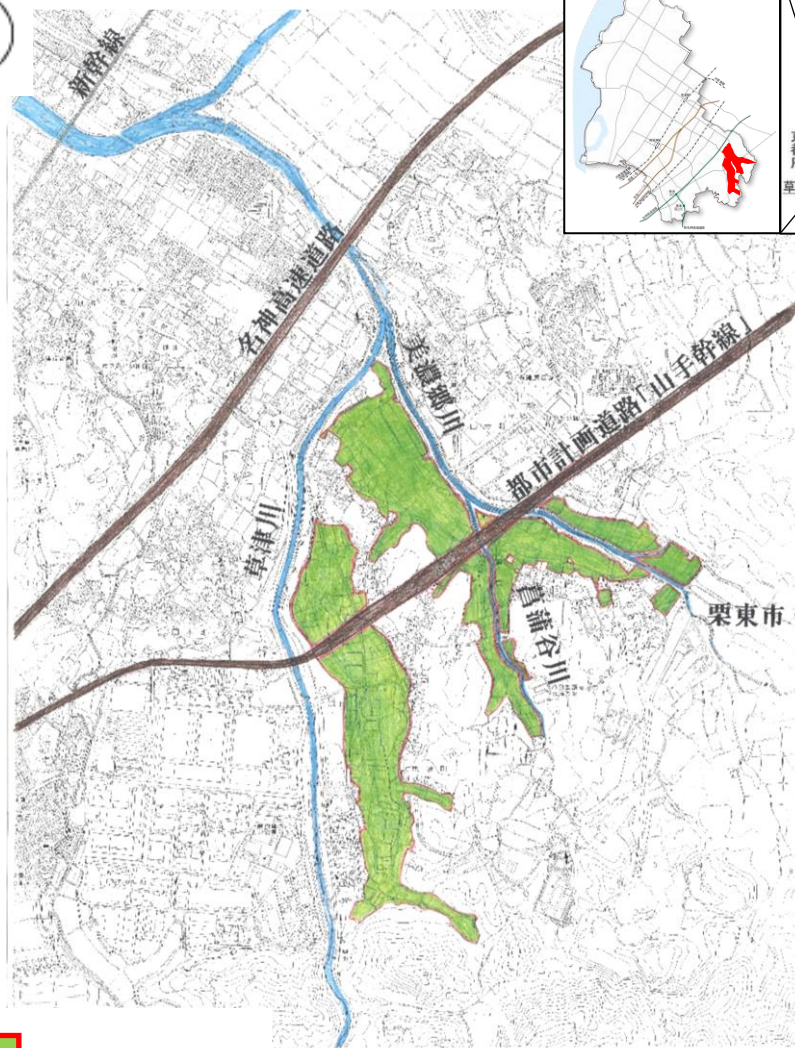
馬場・山寺地区基盤整備事業に対する支援について 【国への要望、県への要望】

要望内容

当市の馬場・山寺地区の未整備田において、農地の大区画化、農地の集積集約を図り、地域農業の振興と優良農地の確保・保全を進めるため、県営基盤整備（ほ場整備）事業について、早期の事業完了ができるよう、特段の配意をお願いしたい。

また、国・県の予算確保ならびに、県営事業推進体制の充実についても特段の配意をお願いしたい。

位置図



：事業区域

現状と課題

- ・ 68ヘクタールの区域内には、不整形で狭小な未整備田が約500区画存在している。
- ・ 所有する水田が点在し作業効率が悪く、排水不良などの耕作条件も悪い。
- ・ 用排水路や農道等の土地改良施設も未整備であり、農家の維持管理にかかる費用や労力が大きな負担となっている。
- ・ 農業者の高齢化、後継者不足が進み、耕作放棄地が発生している。

事業実施による効果

- ・ 農地の大区画化と担い手農家への集積集約により、生産性の向上や経営規模拡大の体質強化を図り、当地区の農業振興と優良農地の確保・保全を図ることが期待できる。
- ・ 土地改良施設を整備することで維持管理にかかる費用と労力の軽減効果が期待できる。

担 当：環境経済部 農林水産課 保全整備係
TEL：077-561-2349

国民健康保険制度の円滑な運営に係る財政支援について【国への要望、県への要望】

要望内容

国民健康保険の財政基盤の安定と被保険者の負担の抑制を図るための一層の財政支援について国に働きかけていただきたく、特段の配慮をお願いしたい。

また、第3期滋賀県国民健康保険運営方針において、県内保険料水準の統一目標年度を令和9年度とするとともに、納付金の精算制度をはじめ更なる国保財政の安定に向けた仕組みを構築していくことが示された。

令和9年度の県内保険料水準の統一にあたっては、地方単独事業の減額調整にかかる法定外繰入金の基準等を各市町で統一する必要があることから、県が主導となり、各市町と十分に協議を行った上で、早期に県内保険料水準の統一に向けて必要な事項を決めていただくとともに、特定年度に被保険者に急激な負担が生じることなく計画的な料率設定が可能となるよう、県の剰余金等を効果的に活用いただくなど、県として特段の配慮をお願いしたい。

現状と課題

国民健康保険財政は、都道府県単位化によって一定の基盤安定化が図られたものの、被保険者の平均的な負担能力は低く、給付額は高いという制度の構造的課題は依然として解消されていない。その中で、被用者保険のさらなる拡大や子ども子育て支援金制度の導入によって、被保険者の負担はさらに増加していくことが見込まれる。このことから、制度の構造的課題や制度改正に対応した、国保財政への財政支援の充実が必要である。

また、県内保険料水準の統一は将来的に保険財政運営の安定のため必要だが、統一に至る過程で被保険者に急激に大きな負担が生じないように、慎重に配慮のうえ進めていく必要がある。

統一標準保険料率と実際の料率に乖離がある現状から各市町が完全統一を目指すことを念頭に、引き続き、毎年の納付金・標準保険料率の算定にあたり市町の意見を十分にお聴きいただくとともに、保険料水準の完全統一を目指す市町への支援について、県として特段の配慮をお願いしたい。

事業実施による効果

国民健康保険財政の安定および高齢・低所得者が多くを占める国民健康保険被保険者の負担の抑制を図ることができる。

担 当：健康福祉部 保険年金課 国民健康保険係
TEL：077-561-2366

要望先：滋賀県子ども若者部 子育て支援課

子どもの医療費に係る助成制度の国制度の創設および 県事業の拡充について【国への要望、県への要望】

要望内容

子どもの医療費負担の軽減は、住む場所に応じた格差が生じないよう、国が全国統一の制度として出生後から成人年齢である18歳に達するまで実施すべきであることから、国の責任において子どもの公費医療負担制度を構築されるよう引続き働きかけをお願いしたい。

また、国による制度構築までの間は、県の子どもの医療助成制度について小学生・中学生も助成対象となるよう拡充いただき、市町とともに事業展開いただけるよう、特段の配慮をお願いしたい。

現状と課題

子どもの医療費負担の軽減は現在、地方公共団体の制度により果たされているが、我が国の少子化の深刻さに鑑みれば、住む場所に応じた格差が生じないよう、国が全国統一の制度として実施すべきである。このことから、出生から18歳までの子どもを対象とした公費負担医療制度の構築を国に働きかけていただきたい。

また、滋賀県では、高校生世代を医療費助成の対象とされているが、市町の事業と相まって子育て世帯全てを網羅的に助成対象とし、その事業効果を次なる子育て世帯にも波及させることで市町と認識を一にさせていただいたと考えている。しかしながら、子育て世帯を取り巻く環境、また子どもを健全に育成していくための環境の厳しさは過去に例のない水準となっており、県と市町はこれまで以上に歩調を合わせ、子どもと子育て世帯を支える施策を継続的に推進していく必要があることから、県事業の対象として小中学生相当年齢の子ども達も対象としていただき、市町と負担を共有しながら、共に子育て世帯の支援を推進していただきたい。

事業実施による効果

県と市町が一体となって安心して子どもを産み育てることができる環境の整備を図ることにより、少子化の進行に対するより強い対策になる。

担 当：健康福祉部 保険年金課 福祉高齢者医療係
TEL：077-561-6975



地域生活支援事業の国、県補助額の適正化について 【国への要望、県への要望】

要望内容

市町村地域生活支援事業は、地域の特性や利用者の状況に応じ、各市町村の柔軟な形態により事業を効果的・効率的に行うとされているが、事業展開が積極的に図れるよう自立支援給付と同様に国の義務としていただき、実績額を補助対象基本額とし、50/100の補助をしていただくとともに、移動支援事業および日中一時支援事業については、自立支援給付に含め義務的経費としていただくよう国に働きかけていただきたく、特段の配慮をお願いしたい。

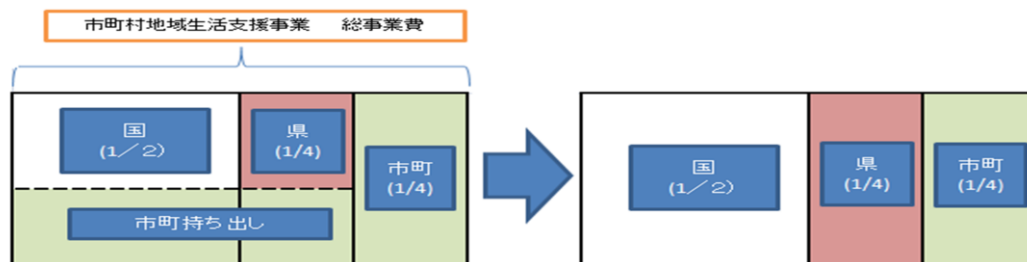
また、県補助金についても同様に実績額の25/100の補助としていただくよう、特段の配慮をお願いしたい。

現状と課題

国、県の補助額について、交付要綱上は国50/100、県25/100以内となっているが、現状はそのうちの5割～6割の歳入しか見込めず、事業規模が年々大きくなっていくなかで、事業費に占める市の負担が5割を超えており、予算の確保が難しく、事業促進の妨げとなっている。

加えて、移動支援事業および日中一時支援事業については、利用者の実態に即したサービスが提供されるよう支援を充実させる必要があり、国、県による十分な財政措置が必要である。

これらの事業は本市の地域生活支援事業(必須事業、任意事業)全体で約73%を占めており、財政面的に負担となっている。



事業実施による効果

国、県が市町村に対し、補助額の適正化を図ることで、市町村地域生活支援事業を充実させることができ、障害者が地域で安心して暮らせる。

精神障害者に対する医療費助成制度について 【県への要望】

要望内容

精神障害者に対する福祉医療費助成制度について、対象となる精神障害者の範囲を拡大いただきたく、特段の配慮をお願いしたい。

現状と課題

滋賀県におかれては、県民の声や各市町からの要望を受け、精神障害者保健福祉手帳 1 級所持者等を、新たに障害者（児）福祉医療助成制度に加えられ、精神障害者と身体障害者・知的障害者の医療費助成水準の乖離の解消を図っていただいたところである。

しかしながら、滋賀県の令和 6 年度末時点における精神障害者保健福祉手帳 1 級所持者は、同手帳所持者の 10 % に満たず、同様に県の福祉医療費助成制度の対象となっている身体障害者手帳 1 級・2 級所持者が全体の約 46 %、療育手帳 A1、A2 所持者が全体の約 27 % であることと比べると、依然として対象者の範囲が乖離している。

令和 7 年度以降も市町と協議いただく中で、この点の解消を図っていただきたい。

事業実施による効果

精神障害者の保健の増進および経済的負担の軽減を図ることができる。

担 当：健康福祉部 保険年金課 福祉高齢者医療係
TEL：077-561-6975

要望先：滋賀県健康医療福祉部 医療福祉推進課

介護人材の育成・確保に向けた具体的かつ効果的な 施策の展開について【国への要望、県への要望】

要望内容

介護従事者の給与水準については、依然として全産業平均より低く、また、介護現場においては、引き続き人材の確保・定着・育成が課題となっている。

このことから、「介護従事者への更なる処遇改善」「介護支援専門員への処遇改善の創設」について国に働きかけていただきたく、特段の配意をお願いしたい。また、県におかれては、「介護従事者の資質向上」「介護職の魅力発信」に繋がる更なる施策の推進について、特段の配意をお願いしたい。

現状と課題

介護保険制度の持続可能性を高め、利用者に必要なサービスを十分に提供するためには、介護人材の充足が必要不可欠であるものの、介護人材は充足していない状況にある。

このことから、全国的に最も課題となっている介護人材の確保・定着に向けて、下記に掲げる施策が必要である。

- (1) 介護従事者の給与水準については、これまで処遇改善がなされてきたものの、他の職種に比べて依然として低い状況にあるため、更なる処遇改善を行う必要がある。
- (2) 介護支援専門員については、成り手不足が懸念されており、安定したサービスの提供をするためには、高い専門性と役割が求められる介護支援専門員への処遇改善の創設が必要である。
- (3) 安定した介護人材を確保するには、介護人材の定着・育成・資質向上に向けた補助事業への更なる支援が必要である。
- (4) 若年層に対しては、介護職の社会的役割と魅力が十分に発信できていないことから、教育機関との更なる連携が必要である。

事業実施による効果

介護人材の確保・定着・育成に向けた機会の創出や取組が効果的に促進されることで、地域で必要な介護サービスが提供され、利用者が安心して質の高い介護サービスが継続して享受できることにつながる。

担 当：健康福祉部 介護保険課 介護保険係
TEL：077-561-2369

要望先：滋賀県健康医療福祉部 健康しが推進課

滋賀県がん患者のアピアランスサポート事業について 【県への要望】

要望内容

がん患者のアピアランスサポート事業については、県において、市町が購入費用の一部を助成した場合に、市町の補助額に応じて補助金（市町補助額10千円を上限に2分の1）を交付いただいているところであるが、当市のアピアランスケア支援事業の利用者の状況によると、当市の助成額上限10千円に対し、医療用ウィッグ等補整具の平均購入額が一人当たり71千円を超えている。

令和5年度から県内すべての市町が助成を開始したことを踏まえ、利用者に対するさらなる負担軽減を図るため、補助額の増額について、特段の配慮をお願いしたい。

現状と課題

当市のアピアランスケア支援事業助成金交付申請者（令和6年度）の医療用ウィッグ等補整具の購入額は、一人当たり70,710円である。また、補整具を管理するためのケア用品（くし・シャンプー等）や洗い替えを複数個持つ必要があるなど、アピアランスケアにかかる経済的負担は大きい状況にある。

令和6年度にがん相談支援センターや医療機関、滋賀県がん患者団体連絡協議会に実態調査を行ったところ、滋賀県全体として助成額を拡大してほしい、助成額が低いことを理由に申請を行わない人がいるといった意見を頂戴している。

医療用ウィッグ等は高額であり、がん治療に伴う外見の変化は社会参加に大きな影響を与えることから、アピアランスケアにかかる費用負担の更なる軽減をはかり、がんになっても安心して暮らし続けられる環境づくりが必要である。

事業実施による効果

- ・がん患者のアピアランスケアにかかる費用負担が軽減する。
（外見の悩みに対し、心理的および経済的負担が軽減する。）

担 当：健康福祉部 健康増進課 健康増進係
TEL：077-561-2323

要望先：滋賀県健康医療福祉部 医療福祉推進課

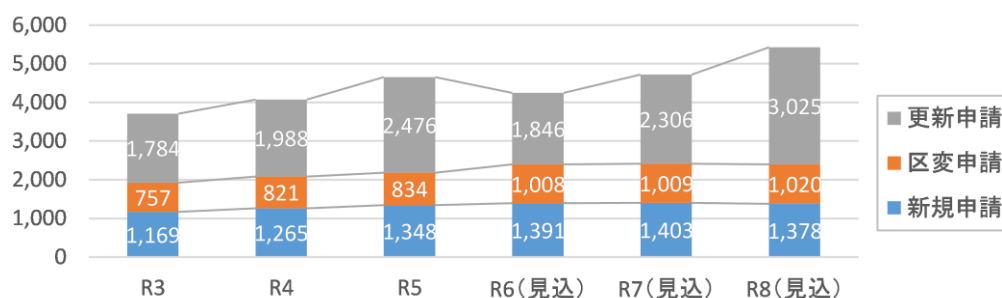
要介護・要支援認定有効期間の見直しについて 【国への要望】

要望内容

現在、高齢者人口の増加に伴い要介護認定申請件数が増加し、関係者の負担も増加しており、申請日から認定まで30日以内とする法の基準を上回るケースが増加していることから、申請件数の抑制を図るため、要介護・要支援認定有効期間の新規申請および区分変更申請における期間を延長することについて、国に働きかけていただきたく、特段の配慮をお願いしたい。

現状と課題

- ① 要介護認定申請件数は年々増加傾向にあり、認定調査員、主治医、介護認定審査会委員等の関係者の負担が増加している。(グラフ参照)
- ② 申請件数の増加により、申請から認定までの期間が全国的に見ても基準である30日を大きく上回っており、本市でも同様の傾向にある。
(下表(2)-3参照)



(2)-3 申請から認定までの期間

	草津市	滋賀県	全国
データ入力件数	2,275 (100.0%)	26,228 (100.0%)	2,518,161 (100.0%)
平均値(日数)	46.0	42.2	40.6

※データ集計対象期間：R6. 4. 1～R6. 9. 30

(表は令和6年度要介護認定適正化事業業務分析データより)

事業実施による効果

- 有効期間の延長により申請件数の抑制を図り、事務の効率化に資するほか、申請から認定までの日数が短縮できる。
- 申請から認定までの日数が短くなることで、住民が速やかに介護保険サービスを利用できるようになる。

担 当：健康福祉部 介護保険課 介護認定係
TEL：077-561-2370

保育士の確保・定着につながる処遇改善について 【国への要望】【県への要望】

要望内容

保育士等の確保・定着につながる処遇改善に向け、公定価格の継続した引き上げについて国に働きかけていただきたく、特段の配慮をお願いしたい。また、子育て世代の流入などにより県南部地域の人口増が続くなか、県独自の処遇改善の実施など、人材確保策の実施について、特段の配慮をお願いしたい。

現状と課題

- ・当市を含む滋賀県南部地域については、子育て世代の流入も多く、待機児童の解消が喫緊の課題となっているが、慢性的な保育士不足により、需要があるにもかかわらず定員の上限まで受け入れられない施設が発生するなど、対応に苦慮している。
- ・「こども未来戦略」に示された職員配置基準の見直しや、令和8年度からの「乳児等通園支援事業」の本格実施にあたっては、更なる保育士の確保を必要とするが、業務負担と責任の重さに比べ、他業種より処遇が低いことで人が集まらず、保育士等の人員不足が一層深刻化している。
- ・公定価格については、令和5年度に引き続き、令和6年度も10.7%の大幅な改善がされ、さらには人材確保や保育の質の向上の観点も踏まえ、職場環境改善を進めるため、令和7年度からは「1歳児配置改善加算」を措置するとされているが、他業種との賃金格差を早期に改善するためには、保育士等の確保・定着につながる公定価格の継続した引き上げが必要である。

全産業（月額給与）		保育士（月額給与）	処遇改善		計	差額
令和3年度	35.5万円	30.9万円	市単独	0.75万円	31.7万円	3.8万円
令和4年度	36.1万円	31.9万円	市単独	0.75万円	32.7万円	3.4万円
令和5年度	36.9万円	32.1万円	市単独	0.75万円	32.9万円	4.0万円

出典）厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

現状と課題

- ・また、当市では、令和6年度より保育士の負担を楽にする支援として、①保育施設等の紙おむつの支給、②保育士の奨学金の返済支援、③保育士への就職定着支援金の支給の取り組みを進め、さらに、④学生や潜在保育士等に対するダイレクトメールやSNS広告配信の活用等、滋賀県の補助制度も活用しながら、市単独での取り組みに努めているが、加配の必要な児童が増加傾向にあるなど、保育士不足の状況はより厳しさを増しており、全国的に見ても高い傾向にある滋賀県の待機児童の発生状況を踏まえ、滋賀県保育対策総合支援事業による県単独事業の継続実施に加え、県内での新たな保育士の育成や潜在保育士の就労を支援するため、滋賀県独自の人材確保・定着につながる処遇改善等の対策が急務である。

事業実施による効果

安心して働き続けることのできる処遇に速やかに改善することで、安定的な保育士の確保や離職防止が図れ、より良質な保育の実践を実現できる。

担 当：こども若者部 幼児施設課 総務・施設係
TEL：077-561-6968